

令和8年度 学校経営方針

1. 教育の基本方針

人格の完成をめざし、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な市民の育成を期す。

2. 校訓・スローガン

誠実 まごころ 思いやり
正義 清く 正しく
剛健 逞しく 健やかに

3. 教育目標

すべての生徒に、自分と社会を結びつけて考え、行動できる力を育成する

4. めざす子ども像

《人を大切にする生徒》

《自己決定したことに責任をもって行動できる生徒》

■重点目標

- ①研究授業や校内研修、教科部会等、教職員が学びあう活動を通じて、「主体的・対話的で深い学び」「協働的な学び」「個別最適な学び」の視点から授業づくりと学習評価の充実をはかり、すべての生徒の「学び」を保障し、「学ぶ力」を育てる。
- ②総合的な学習を核としたカリキュラムマネジメントにより、実生活・実社会のリアルな課題を探究的に解決する「課題解決型学習」を充実させ、問題発見・解決能力等、「社会を生きぬく力」を育てる。
- ③教職員一人ひとりが共通理解のもと一体となって取り組む組織的な生徒指導体制を確立し、「発達支持的生徒指導」の視点に立った学級経営や学年・委員会・生徒会等の自治的活動を推進する。その過程を通して、生徒が他者と関わりながら自分の成長を実感できる機会を保障し、自己肯定感・自己有用感を着実に育成する。
- ④生徒一人ひとりの生活背景や心理的状況を丁寧に把握し、その思いや困り感に寄り添った組織的・継続的な支援体制を構築する。すべての生徒にとって安心できる居場所のある学級・学校づくりを基盤に、関係機関との適切かつ迅速な連携を図り、いじめや不登校の未然防止・早期対応を通して、子どもの安全・安心を確保する。
- ⑤すべての生徒の「自立」と、「共生社会」の実現をめざし、「障害」に対する無理解や偏見を取り除き、合理的配慮の視点に立った支援、環境と授業のUD化など、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する。
- ⑥人権・道徳教育と仲間づくりの充実により、いじめなどの差別・偏見を見抜き、許さない確かな人権意識と、自他の違いを認め、互いを尊重する共感力と行動力を育てる。
- ⑦保護者・地域との連携充実、校区小中一貫教育の推進により、中宮中校区の保護者・地域、小学校とともに、中宮の子を育てる「地域とともにある学校」となる。
- ⑧教員が生徒に向き合う時間や、自らの資質・能力の向上を図る時間を確保する視点から、校務の効率化など機能的な学校運営を図っていく。

5. 本年度の具体的取り組み事項

■確かな学びと自立の力を育む教育の充実

(1) 学力向上(学ぶ力を育てる)

- ①対話的なグループ学習や、ICTを有効に活用して、生徒が主体的に学びに参加し、深く思考して、学ぶ授業を行い、生徒の「自分と向き合う力」「自分を高める力」「他者とつながる力」を育てる。
- ②効果的な単元計画提示と学習評価の充実により、生徒の「学ぶ意欲」と「学ぶ力」を向上させる。
- ③授業と関連付けた家庭学習課題、タブレット等ICTを活用し、「自己決定できる力」を育成する。
- ④小(章末)テスト、補充学習、ICT活用などで基礎学力の定着を図り、課題のある生徒の学力を保障する。
- ⑤配慮を要する生徒の状況を把握し、教育的ニーズの整理を行い、授業のUD化や困り感に寄り添った合理的支援により、すべての生徒の学びを保障する。

(2)社会の中で他者と支え合い自立する力の育成

- ①総合的な学習を軸としたカリキュラムマネジメントと、キャリアパスポートを有効に活用したキャリア教育を充実させ、「自分と社会を結び付けて考え、行動することができる生徒」を育成する。
- ②一人ひとりの生き方を考える進路学習と、生徒が主体的に進路を選択するための適切なアドバイスと支援を行い、すべての生徒の希望する進路を実現させる。
- ③地域の教育資源活用や生徒の身近にあるリアルな課題を取り扱うなど「自分と社会を結び付けて考え、行動することができる力」を育成する。

■豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

(3)道徳教育・人権教育の充実

- ①道徳の授業を中心に、自己を見つめ、多面的・多角的に考え議論することにより、道徳的な判断力、心情、実践する力を育む。
- ②教科書の読み物教材を中心に、問題解決的な学習や体験的な学習を適切に取り入れた道徳の授業及び、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度を育成する。
- ③同和教育、在日外国人教育、多文化共生教育、障害理解教育、ジェンダー平等教育、戦争・紛争など社会にある人権課題への正しい理解を深め、平等・共生社会と平和実現への実践力を育む。
- ④いじめなど身近な人権侵害を見逃さず、自分たちの力で解決する取り組みと、学年・学級での「ともに学びとともに育つ」教育を推進し、生徒に豊かな人権意識を育み、行動力を育成する。
- ⑤子どもを「権利の主体」として尊重し、授業や生徒指導などの日々の教育活動の在り方について、検証し、生徒が自他の人権の大切さを実感できる教育を実現する。

(4)健康教育の充実

- ①体力向上や食育、睡眠学習、スマホ依存、命と性に関する教育など生徒の実態を踏まえた学習の機会を設け、啓発に取組み、生徒の体と心を育てるとともに、家庭の意識啓発をすすめる。
- ②性に関する指導を通じて、生徒が性に関する課題に適切に対応できるよう正しい知識を身につけ、実践するとともに、自他の人権を尊重する態度の育成を行う。
- ③「枚方市中学校部活動方針」に則り、適切な練習時間、休養日、休養期間を設定し、生徒の心身のバランスの取れた成長を促す。

■教職員の資質と指導力の向上

(5)教職員研修の充実と授業改善

- ①服務研修や人権教育に関わる研修、セルフチェックなどにより、生徒に範を示す立場にある教育公務員であ

ることを常に自覚して行動する資質を涵養する。

- ②学力向上担当を中心に、校内研修、教科・ミニグループでの研究授業および教科会議など、教職員が学びあう機会の充実を設計する。
- ③実践的なICTの活用研修と環境整備を進め、授業改善や業務改善を効率的にすすめる。
- ④生徒指導主事を中心に生徒指導の実践や学級づくりなど課題に則した生徒指導研修に取り組み、個々の教員の指導力の向上を図る。
- ⑤大人教や府外教が主催する研究会への参加や、人権課題に関わる校内研修、社会問題に関する情報共有を推進し、教職員が確かな人権意識、人権に関する知識と指導力を身につける。
- ⑥ローテーション道徳を活用した道徳の指導力の向上と評価の充実・改善に取り組む。
- ⑦学校教育目標の達成に向け、諸調査のデータや生徒の実態を踏まえたPDCAサイクルを働かせ、カリキュラムマネジメントに取り組む。

(6)業務改善の推進

- ①業務改善プロジェクトチームを校務分掌に位置付け、教職員が業務の在り方について意見交換・協議する機会を確保する。業務の適正化や役割分担の見直し、ICT活用等を進め、教職員が働きがいや誇りをもって教育活動に専念できる職場環境の整備に努める。
- ②教職員の健康保持と働きやすい環境づくりの観点から、勤務時間の把握・管理を徹底し、時間外在校等時間の縮減に取り組む。部活動指導については、「枚方市中学校部活動方針」に基づき、練習時間や休養日の設定を原則とし、教職員に過度な負担が生じないよう配慮する。
- ③ストレスチェックを計画的に実施し、結果を活用した職場環境の改善を進める。高ストレス者への適切な対応や相談体制の充実を図り、メンタルヘルス不調の予防と教職員の健康保持に努める。
- ④学校評価では、市の業務量管理・健康確保措置実施計画に基づき、時間外勤務の縮減、メンタルヘルスの向上、ワークエンゲージメントの向上を評価指標として設定する。評価結果を次年度の取組に反映させ、業務改善の継続的な推進を図る。

■「ともに学び、ともに育つ」教育の充実

(7)支援教育の充実

- ①生徒の状況を踏まえ、生徒、保護者の思いに寄り添い、個に応じた支援教育により、すべての生徒に「社会自立」に必要な力を育む。
- ②教職員の支援教育に関する理解を深めるための研修を企画し、障害のある生徒の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実に取り組む。
- ③いじめなど身近な人権侵害を見逃さず、自分たちの力で解決する取り組みと、学年・学級での「ともに学びともに育つ」教育を推進し、生徒に豊かな人権意識を育み、行動力を育成する。

■学びのセーフティネットの構築

(8)安全教育の推進・生徒指導の充実

- ①日常的な報・連・相を組織全体で徹底し、情報共有と意思決定を迅速に行うことで、教職員が同じ方向性をもって生徒指導にあたる。これにより、生徒が安心して学び、相談できる学校環境の実現を図る。
- ②学級・学年集団づくりを生徒指導の土台に据え、「発達支持的生徒指導」に基づいた日常的な関わりを通して、生徒相互の理解と信頼関係を深める。自治・自律を重んじた活動を充実させ、対話を通して課題を解決しようとする力を育成する。
- ③薬物乱用防止教育、メディアリテラシー教育、交通安全教育、防災教育等を計画的に実施し、生徒が自らの命や心身の健康、社会のルールを守る意義を理解し、主体的に行動できる力を養う。
- ④教職員による日常の見守りを基盤とし、生活アンケート、Q-Uテスト、ICTを活用した「SNS相談」等を効果的

に併用することで、教育相談体制を充実させる。生徒の思いや小さな変化、困り感をきめ細やかに把握し、早期から寄り添った支援を行う。

- ⑤いじめ・不登校・虐待等に関する教職員の認識を高め、研修や事例共有を通して指導力の向上を図る。未然防止・早期発見・的確な初期対応を組織的に行い、生徒が「守られている」と実感できる安全で安心な学校づくりを推進する。
- ⑥欠席や遅刻、表情や行動の変化など、不登校につながる兆候を把握した際には、機を逸することなく『中宮中不登校対応方針』に基づいた組織的対応を行い、初期段階から家庭との連携を重視した支援を進める。
- ⑦不登校の要因や背景を多角的に捉えるため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の多職種専門家と連携・協働し、適切なアセスメントに基づいた支援方針を検討・実施する。
- ⑧特別な配慮や支援が必要な生徒については、校内支援体制を核としつつ、医療・福祉・関係機関との連携を図る。的確な情報共有と支援の継続により、生徒の心身の安全と学びの保障に努める。

(9)小中連携の充実

- ①校区小中学校で育てる児童・生徒像を共有し、義務教育9年間の学びを見据えて系統的な学力向上・生徒指導・キャリア教育など校区一貫教育を推進する。
- ②推進委員会、生徒指導部会、事務部会、支援教育部会、教科部会等で校区小中学校の教員の顔が見える交流、情報共有を実現する。

(10)危機管理

- ①食物アレルギー疾患への対応、熱中症、感染症対策等において組織的に取組み、生徒の命と安全を守るとともに、自他の生命を大切にすることを育むための取組みを行う。
- ②自然災害・不審者侵入・交通事故等に対する安全教育、防災教育を充実させ、生徒に生涯を通じて安全に生活を送る基礎や、危険に適切に対応する力、自分自身を守るために主体的に行動する態度を育み、地域の一員として小学生や地域の災害弱者を守れる生徒を育てる。

(11)家庭・地域との連携の推進・充実

- ①これからの学校の在り方と地域連携の構築に向けて、PTA、地域教育協議会やコミュニティなどの地域団体との情報交換、取組み参画の在り方を考え、地域の学校としての役割を果たす。
- ②日常の教育活動について学校だよりや学年通信、保健だよりなどの発行物、ブログ等で小まめな情報発信を進めるとともに、学校の授業改善や業務改善など様々な取組みについてもわかりやすい情報発信に努め、理解、協力を促進する。